福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例案等に関する県民意見公募の実施結果について

１ 意見募集期間　令和８年１０月１５日（木）から令和８年１１月１６日（月）まで
２ 意見の件数等　１名（７件）

福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例案等に対する意見等及び県の考え方

No.	意見等	県の考え方
1	普段から、県内のあちこちの空き地や山林で事前の説明がないまま突然たくさんの太陽光パネルが並び綺麗な景色が壊されてしまう様子をとても心配してみていました。大雨の日に土砂崩れが起きないかという不安や地域でのトラブルもよく耳にします。 ですから、今回の改正でアセスメント（事前の調査や環境チェック）の対象を「1 万キロワット以上」にまで引き下げて事業者にきちんと説明会を開かせるようにしたことは本当に素晴らしい見直しだと思います。一県民としてとても心強く感じています。 ただ、専門的な知識がない素人の私から見ても「説明会を開きさえすれば住民が反対していても勝手に工事を進められてしまうのではないか」という点がとても心配です。また、せっかく良いルールを作っても守らない悪質な業者が抜け道を見つけてしまうのではないかという懸念もあります。 福島県がこれからも美しく、安心して暮らせる場所であるために以下の点についてぜひ実効性のあるルールを付け加えてほしいです。 (1)「地域住民の同意」をセットにしてください（3 ページ：別表第 1 関係） 事業者には、ただ説明会を開いて一方的に報告させるだけでなく、「地	環境影響評価手続は、事業者が事業の実施前にその事業が環境に及ぼす影響の調査や評価等を行い、事業を環境保全上より望ましいものとするための仕組みであり、事業や工事に対する規制や許認可の手続を定めるものではありません。 なお、環境影響評価手続きにおいては、必要に応じて、地域住民に対する丁寧な説明や誠意を持った対応等を求める知事意見を述べています。

	域住民や、その市町村の首長（市長や町長など）の同意をきちんと得ること」を義務付けてください。住民が納得して、同意が得られて初めて手続きが進むような仕組みにしてほしいです。	
2	（2）県内の他の市町村の取り組みを参考にしてください（3ページ：別表第1関係） 福島県内でも、すでに田村市では住民の同意書を出すことが義務付けられていますし、伊達市や矢吹町、玉川村などでは「首長の同意」が必要です。また、福島市では独自の厳しい禁止区域を作って地域を守っています。市町村が一生懸命やっているこうした先進的な守りのルールを、ぜひ県の条例でも参考にして取り入れてください。	
3	（3）ルールを守らない業者には、厳しい罰則を設けてください（1ページ：条例案関係） 住民の声を無視したり、手続きをせず勝手に工事を始める悪質な業者に対しては、単に「名前を公表する」だけではなく、「すぐに工事を止めさせる命令」を出したり、重い罰則を科したり、県の公共事業から締め出すなど、本当に効き目のある厳しいペナルティを条例に書いておいてください。	福島県環境影響評価条例では、環境影響評価その他の手続を実施しない事業者に対する制裁措置として、必要な措置を講ずるよう勧告することや、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することを規定しています。
4	（4）「小分けにして規制を逃れる行為」を絶対に防いでください（3ページ：別表第1関係） 「1万キロワット以上がダメなら9,900キロワットの計画を別々の会社名義にして隣同士の敷地で同時に申請しよう」というような分割開発を使う業者が出てくる心配があります。実質的に同じひとつの大きな開発であれば名義が違っても一律で合算して、1万キロワット以上の厳しい規制の対象にするルールにしてください。	太陽電池発電所や風力発電所に関する環境影響評価においては、経済産業省が示している「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方」を参考にして、対応しています。
5	（5）「少しの変更だから」と住民の知らないうちに開発を広げないでください（4・5ページ：別表第2・第3関係）	福島県環境影響評価条例施行規則で定めている、軽微な修正や軽微な変更に係る要件は、環境影響評

	今回の案では計画の「10%未満」や「20%未満」の細かい変更なら手続きを省略して良いことになっています。しかし、1 万キロワットを超えるような大きな開発での 10%～20%というのは東京ドーム半分から 1 個分もの広さになります。これだけの土地が追加で削られるのは重大な変化です。「民家や大切な自然の近くに開発が広がる場合は、たとえ 1%の変更でも勝手にやらせずもう一度手続きをさせる」という例外を作ってください。	価法施行令等を参考に定めています。
6	（6）危ない場所や本当に綺麗な場所には「そもそも建てさせない」ようにしてください（1 ページ：条例案関係） 書類さえ出せばどんな場所にでも建てられるというのでは地域の景観は守れません。他県（兵庫県など）の例のように、土砂災害の危険があるエリアや、絶対に守りたい美しい自然・歴史的な景観がある地域には規模の大小にかかわらず太陽光パネルを『原則として設置してはいけない』という一歩踏み込んだ禁止区域を設けてほしいです。	環境影響評価手続は、事業者が事業の実施前にその事業が環境に及ぼす影響の調査や評価等を行い、事業を環境保全上より望ましいものとするための仕組みであり、事業や工事に対する規制や許認可の手続を定めるものではありません。
7	（7）海外の悪質業者への対策（国内法人の責任明確化と連絡体制の義務付け）を行ってください. 開発後にトラブルが起きても、本社が海外にあることを理由に連絡が取れなくなったり責任から逃げたりする海外系業者の問題が全国で増えています。こうした事態を防ぐため「日本国内に登記された責任ある法人、および日本国内に居住する代表者（または国内管理人）を必ず置くこと」「トラブル時に即座に対応できる国内の緊急連絡体制を確立しそれを住民に開示すること」をアセスメント完了の必須条件にしてください。実質的に責任の追及ができない海外資本やペーパーカンパニーのような業者が福島の土地を荒らすことができないよう厳しい網をかけてください。	